

主任技術者等の兼務制限緩和措置の一部改正

尾道市では、近年、多発する自然災害により、市内各地域で集中的に発注される災害復旧工事について、技術者等の不足により入札不調・中止が多発したため、主任技術者及び現場代理人の制限を緩和して運用していますが、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、請負金額の基準を下記のとおり引き上げます。

○改正内容

請負金額の基準の引き上げ

請負金額 3,500万円以上（7,000万円以上） → 4,000万円以上（8,000万円以上）
500万円以上3,500万円未満 → 500万円以上4,000万円未満

請負金額	兼務可能件数
4,000万円以上 (8,000万円以上)	【監理技術者配置工事】 兼務不可
	【主任技術者配置工事】 ○近接場所（10km程度）で密接な関係（※1）がある工事は、2件まで兼務可（現場代理人も可） ○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が、15km程度の公共工事に限り3件まで兼務可
500万円以上 4,000万円未満 〔1,500万円以上 8,000万円未満〕	最大5件まで、ただし、災害復旧工事の兼務件数は含めない。 (※2)
500万円未満 (1,500万円未満)	兼務制限なし

※請負金額のカッコ内は建築一式工事における金額です。

※兼務する全ての工事現場が尾道市内であることとしますが、災害復旧工事は、尾道市内要件を求めません。

※兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要します。

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいいます。なお、該当工事同士に密接な関連性があることについて説明できる書類の提出をお願いします。

※2 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とします。

○実施時期

令和5年1月1日以降に指名・公告する案件から適用します。